（会計室及び戦略企画室並びに政策企画官、企画官、資源エネルギー調査官及び業務管理官）

**第二百五十五条の二**　［略］

［削る］

2～5　［略］

6　予算管理官は、命を受けて、第二項第一号及び第二号に掲げる事務に関する特定事項に関する事務を処理する。

7～9　［略］

［削る］

10　［略］

（企画官）

**第二百五十五条の三**　国際課に、企画官一人を置く。

2　企画官は、命を受けて、国際課の所掌事務に関する特定事項の企画及び立案に関する事務並びに関係事務に参画する。

**第二款**　省エネルギー・新エネルギー部

**第二百五十五条の四・第二百五十五条の五**　［略］

**第三款**　資源・燃料部

**第二百五十五条の六・第二百五十五条の七**　［略］

備考　表中の［　］の記載は注記である。

（経済産業省定員規則の一部改正）

**第二条**　経済産業省定員規則（平成十三年経済産業省令第四号）の一部を次のように改正する。

次の表により、改正前欄に掲げる規定の傍線を付した部分は、これに順次対応する改正後欄に掲げる規定の傍線を付した部分のように改める。

| 改正後 | | |
|---|---|---|
| （本省及び各外局別の定員） | | |
| **第一条**　経済産業省の本省及び各外局別の定員は、次の表のとおりとする。 | | |
| 区分 | 定員 | 備考 |
| 本省 | 四、五五九人 | |
| 資源エネルギー庁 | 四四八人 | |
| 特許庁 | 二、七九六人 | |
| 中小企業庁 | 一九八人 | |
| 合計 | 八、〇〇一人 | |

| 改正前 | | |
|---|---|---|
| （本省及び各外局別の定員） | | |
| **第一条**　経済産業省の本省及び各外局別の定員は、次の表のとおりとする。 | | |
| 区分 | 定員 | 備考 |
| 本省 | 四、五四四人 | |
| 資源エネルギー庁 | 四四五人 | |
| 特許庁 | 二、七九四人 | |
| 中小企業庁 | 一九七人 | |
| 合計 | 七、九八〇人 | |

**附　則**

（施行期日）

1　この省令は、令和五年四月一日から施行する。

（定員の期間別の特例）

2　この省令による改正後の経済産業省定員規則第一条の規定にかかわらず、次の表の区分の欄に掲げる機関の同条に規定する定員は、同表の期間の欄に掲げる期間においては、それぞれ同表の定員の欄に掲げるとおりとする。

（会計室及び戦略企画室並びに政策企画官、企画官、統括資源エネルギー調査官、資源エネルギー調査官及び業務管理官）

**第二百五十五条の二**　［略］

2　資源エネルギー調査官のうちから長官が指名する者を統括資源エネルギー調査官とする。

3～6　［略］

7　予算管理官は、命を受けて、第三項第一号及び第二号に掲げる事務に関する特定事項に関する事務を処理する。

8～10　［略］

11　統括資源エネルギー調査官は、命を受けて、前項の事務を処理し、及び資源エネルギー調査官の職務を統括する。

12　［略］

［新設］

**第二款**　省エネルギー・新エネルギー部

**第二百五十五条の三・第二百五十五条の四**　［略］

**第三款**　資源・燃料部

**第二百五十五条の五・第二百五十五条の六**　［略］